

(仮称) 国分寺市リサイクルセンター施設整備基本計画

【新旧対照表】

記載 P	新	旧
<p>P38 第四章 4. 1 (2) 都市計画変更の必要性について ※6段落目</p>	<p>ただし、「準工業地域」は建築可能な用途がかなり広く設定されているため、新施設の役目が終わり新たな目的で敷地活用する場合でも、<u>現状と同等以下となる住居系用途の指定を行うか、別の規制により周辺環境との調和を図るといった一定の対応が必要である。</u></p>	<p>ただし、「準工業地域」は建築可能な用途がかなり広く設定されているため、新施設の役目が終わり新たな目的のために敷地活用する場合は、<u>ダウンゾーニングを行う等一定の対応が必要である。</u></p>
<p>P51 第六章 6. 1 (2) 表6-8内 騒音欄 ※備考</p>	<p><u>現状の目標値を維持する。なお、現状の目標値は「第2種住居地域」の値から学校が近接しているため5デシベル減じた値</u></p>	<p>「第2種住居地域」の値から学校が近接しているため5デシベル減じた値</p>
<p>P53 第六章 6. 3 情報公開及びモニタリング体制 ※末尾</p>	<p><u>また、粉じんの測定値の表示について、基本的に建物内で処理を行うため粉じんが飛散する可能性は非常に低い</u>が、今後設備メーカーとのヒアリング等を含め、他施設の状況等を参考に対応する。</p>	
<p>P58 第七章 7. 2 (1) 図7-2内 (第4段階) 新施設の整備 ※末尾</p>	<p><u>なお、第2段階に整備した仮設処理施設は新施設稼働後に解体撤去し緑地等新たな空間として整備を行う。</u></p>	